



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
担当: 穎川

# 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲拡大

今回のあおぞらレターは、パートタイム労働法が改正され、正社員と差別的取扱いが禁止されているパートタイム労働者の対象範囲が拡大された改正点についてお伝えします。

注：施行日は  
公布日から  
1年以内

## パートタイム労働法の対象範囲の改正点(公布日 平成26年4月23日)

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の要件 (改正前)	(改正後)
① 職務内容が正社員と同一 ⇒業務の内容が実質的に同じかどうか ⇒業務に伴う責任の程度が著しく異なるかどうか	改正前と同一
② 人材活用の仕組みが正社員と同一 ⇒転勤の有無(転勤先の範囲) ⇒職務内容の変更と配置の変更の有無(範囲)	改正前と同一
③無期労働契約を締結している(有期ではない)	削除(有期、無期間わす)

### 今回の改正 ～差別的取扱いの対象範囲拡大～における背景

8年半と長期にわたり有期労働契約を更新してきたパートタイム労働者について、職務内容や人材活用の仕組みが正社員と実質的に同一であったにもかかわらず、パートタイム労働者であるということを利用して待遇に差があったとして、パートタイム労働法第8条第1項<sup>(※)</sup>違反として訴え、これが認められた。(大分地裁判決 平25.12.10)

#### (※) パートタイム労働法 第8条第1項

パートタイム労働者であることを理由として賃金の決定、その他の処遇について差別的取り扱いをしてはならない。

### パートタイム労働者とは

1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者(正社員など)の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者とされています。

### 違反した場合

事業主に対し、厚生労働大臣が差別的取扱い等による勧告をした場合、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。さらに、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処されます。



### その他の改正点

パートタイム労働者を雇い入れた時の事業主による説明義務の新設など、詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。 <http://bit.ly/1hEKlm4> (『パートタイム労働法が変わります』)

- 改正後は有期、無期にかかわらず①②が正社員と同一のパートタイム労働者については、差別的取扱いが禁止されます。
- 今後パートタイム労働者を多く雇用する会社は、パートタイム労働者の待遇等に以前よりも注意が必要になります。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277